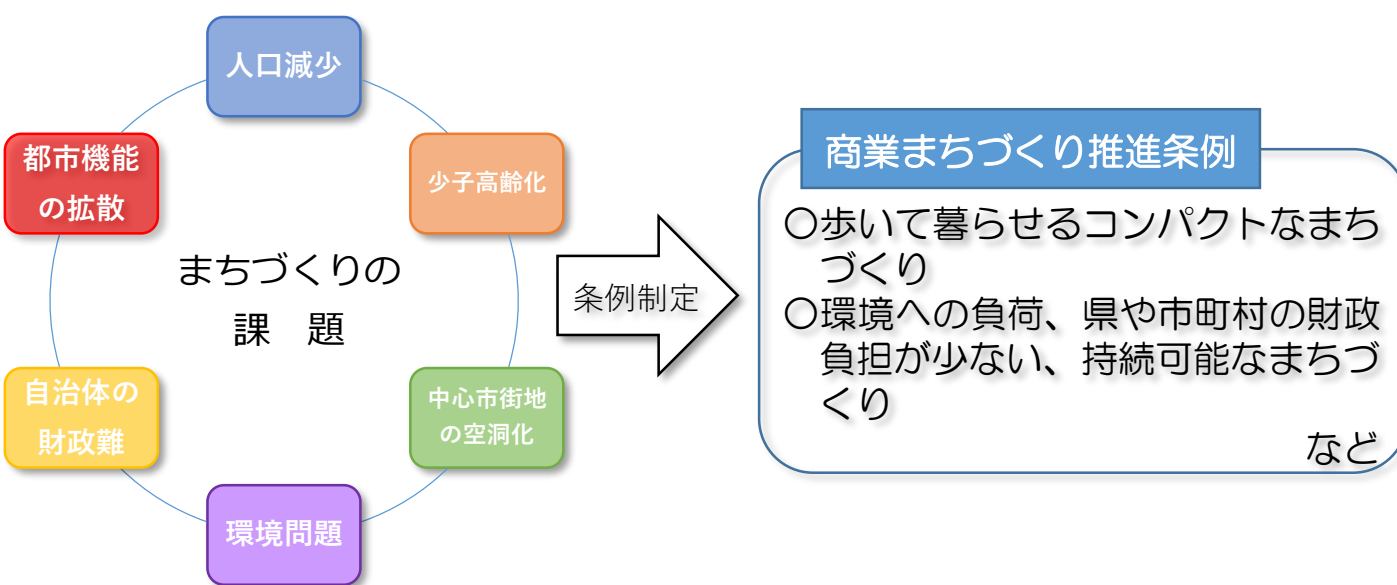


福島県商業まちづくりの推進に関する条例について

福島県商業まちづくり課

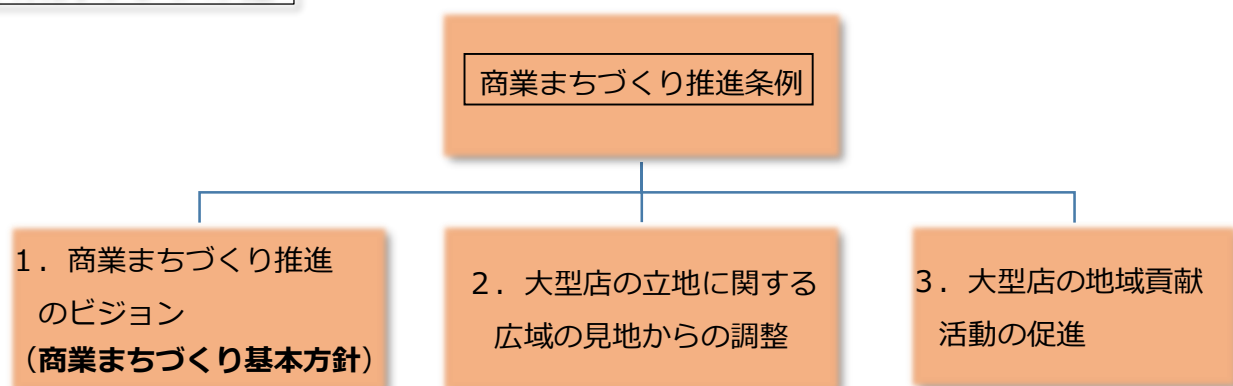
これまで、人口増加や車社会の進展等を背景に、郊外部での大規模商業施設の開発などによって、私たちが住んでいる「まち」は、郊外へと広がっていき一方で、中心市街地では空洞化が進んできました。

福島県では、平成9年頃から人口減少に転じましたが、市街地の拡大と中心市街地の空洞化には歯止めがかからず、さらには、人口減少や少子高齢化などを背景に、県や市町村の財政が厳しくなるとともに、地域コミュニティが弱くなってしまいうなど、さまざまな「まちづくり」の課題が発生しました。



福島県では、こうした課題やこれからのまちづくりのあり方などを踏まえ、「歩いて暮らせる持続可能なまちづくり」を進めるため、平成17年に「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」を制定しました。条例は次の3つの柱から構成されています。

条例の3つの柱



※この3つの柱については、裏面に示してあります。

1. 商業まちづくり推進のビジョン（商業まちづくり基本方針）（現行）について

県では、条例に基づき、商業まちづくりの推進のビジョンとして、**商業まちづくり基本方針**を策定しています。基本方針は、社会経済情勢の変化等を踏まえて、定期的な見直しを行っています。

商業まちづくり基本方針における基本的な方向性

都市機能が集積されている
地域に大型店を誘導

郊外部への大型店の
立地を抑制

大型店と地域との
共存共栄のまちづくり

身近な場所で買い物が
できるまちづくり

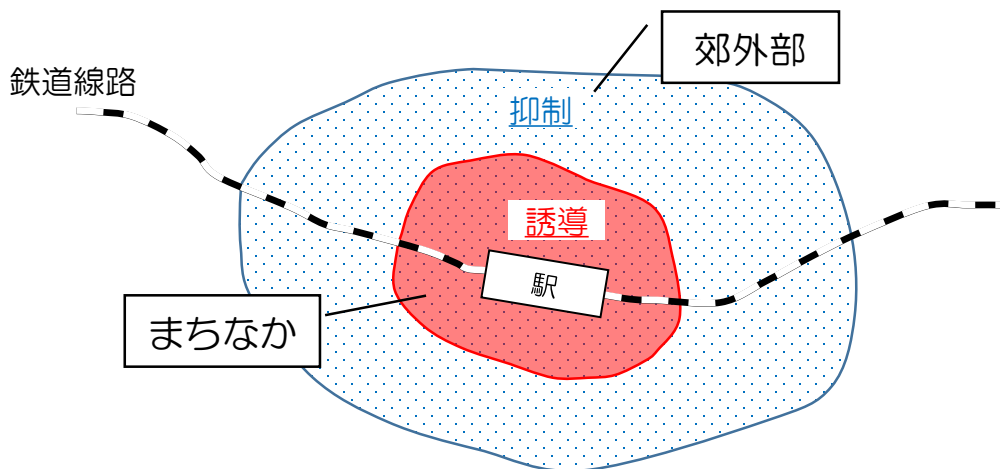
買い物等を通して暮らしの
充実が実感できるまちづくり

など

2. 大型店の立地に関する広域の見地からの調整

市町村の区域を越えた広い範囲のまちづくりに影響が及ぶ可能性のある大型店（現在は、店舗面積6,000㎡以上）の立地について、市町村や地域の皆さんの意見もお聞きし、基本方針や審議会の意見を踏まえながら、郊外部への立地の抑制やまちなかへの立地の誘導を行っています。（郊外部への大型店の出店によって、さらにその周辺での開発を招き、新たなインフラ施設の整備が必要になることや自然環境、景観への影響も懸念されるため。）

そのため、該当する大型店の新設を行う場合、県への事前の届出が必要となります。



（イメージ）

3. 大型店の地域貢献活動の促進

大型店が地域から期待される役割、その立地によるまちづくりへの影響の大きさを考慮し、地域との共存共栄のまちづくりを促進するため、大型店に対して地域貢献活動の実施をお願いしています。

（例）地域のイベントへの協力、災害時の物資の提供 など